

# 無線LAN地デジパックサービス利用規約

ソフトバンクBB株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (規約の適用)

1. ソフトバンクBB株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「無線LAN地デジパックサービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)に従い、ソフトバンクBB光サービス(後記第2条第(7)号に定義します。)のオプションサービスとして「無線LAN地デジパックサービス」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 会員は本サービスの利用にあたり、本規約および会員規約(後記第2条第(8)号に定義します。)が適用されるものとします。また、本サービスの会員に提供される無線LANカードレンタルについては、「接続機器レンタル規約(Yahoo!BB光 with フレッツ/Yahoo!BB光 フレッツコース用)」が適用されるものとします。
3. 本規約に定める内容と会員規約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

### 第2条 (定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、「接続機器レンタル規約(Yahoo!BB光 with フレッツ/Yahoo!BB光 フレッツコース用)」に基づき会員に提供する無線LANカードのレンタルに加えて、当社が本規約に基づき会員に提供する地上デジタル放送受信用の専用USBチューナーのレンタルをいいます。
- (2) 「専用USBチューナー」とは、地上デジタル放送を受信し、当社が指定するデバイスで地上デジタル放送を視聴するための専用USBチューナーおよびその付属品一式をいいます。
- (3) 「無線LANカード」とは、本サービスの会員に対して「接続機器レンタル規約(Yahoo!BB光 with フレッツ/Yahoo!BB光 フレッツコース用)」に基づきレンタルで提供する無線LANカードをいいます。
- (4) 「本サービス利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (5) 「申込者」とは、当社に対し本サービスの利用申し込みをした者をいいます。
- (6) 「会員」とは、当社との間で本サービス利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (7) 「ソフトバンクBB光サービス」とは、当社が提供するYahoo!BB光 with フレッツサービスまたはYahoo!BB光 フレッツコースサービスの総称をいいます。
- (8) 「会員規約」とは、Yahoo!BB光 with フレッツサービス及びYahoo!BB光 フレッツコースサービスの契約に係る契約約款をいいます。
- (9) 「サービス会員回線」とは、会員のソフトバンクBB光サービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。

## 第2章 契約

### 第3条 (利用契約の単位)

1. 本サービス利用契約の申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。
2. 本サービスの申し込みは、「接続機器レンタル規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用)」に基づき当社が提供する光 BB ユニットのレンタルが必要になるものとします。
3. 当社は、サービス会員回線1回線ごとに1つの利用契約を締結します。

### 第4条 (利用契約の成立)

1. 本サービス利用契約は、当社が申し込みを承諾した日に成立するものとします。なお、ソフトバンク BB 光サービスの利用契約が成立しなかった場合は、本サービス利用契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。
2. 当社は、次の各号に掲げる場合においては、申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1)本サービスの利用契約の申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。
  - (2)申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、または申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
  - (3)申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき。
  - (4)過去に不正使用などにより利用契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。
  - (5)その他当社が会員とすることを不相当と判断する合理的な事由がある場合
  - (6)本サービス利用契約の申込者が著作権及び著作隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
3. 第1項にかかわらず、第5条の利用料金の発生時期は会員が利用するソフトバンク BB 光サービスに係る会員規約に準じるものとします。但し、本サービスをソフトバンク BB 光サービスに係る会員規約と別に申し込んだ場合は、本サービスの申し込みを当社が承諾した日から起算して7日後が属する月の翌月1日が課金開始日となります。また、既に無線LANカードのレンタルをしている場合に、本サービスへの変更申し込みを行なったときには、本サービスの申し込みを当社が承諾した日から起算して7日後が属する月の翌月1日に本サービスの利用料金が適用されます。

## 第3章 料金等の支払い

### 第5条 (利用料金)

本サービスの利用料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月の利用料金を支払うものとします。

## 第6条（支払方法等）

1. 当社は、前条に定める利用料金、次項に定める延滞利息、第11条第1項及び第19条第1項に定める費用、第10条第2項及び第19条第2項に定める違約金その他本規約に基づく会員に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。
2. 会員は、当社に支払うべき金額を支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとします。

## 第7条（解除料）

1. 本サービスは、第4条第3項に定める課金開始日の属する月から起算して、24ヵ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。なお、契約期間の満了月以外に本サービスの利用契約を終了した場合、会員は当社に解除料として5,250円を支払うものとします。
2. 当社が提供する各サービスの解除料が同月内に重複して発生する場合、10,500円を上限金額として当社に対して支払うものとします。

## 第4章 専用USBチューナーのレンタル

### 第8条（専用USBチューナーのレンタル）

1. 当社は、本サービスの会員に対して専用USBチューナーをレンタルします。
2. 会員にレンタルする専用USBチューナーは、会員が利用するソフトバンクBB光サービスに応じて当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる専用USBチューナーは、第11条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。

### 第9条（ファームウェアのバージョンの更新）

1. 当社は、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく当社の裁量により当社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。
2. 前項の場合、当社が会員にレンタルしている専用USBチューナーが当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し、専用USBチューナーに含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」といいます。）のバージョンを更新する場合があります。
3. ファームウェアのバージョン更新に起因して専用USBチューナーが正常に作動しなくなった場合は、第11条の定めを準用するものとします。

### 第10条（専用USBチューナーの管理等）

1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって専用 USB チューナーを維持、管理するものとし、専用 USB チューナーの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 専用 USB チューナーの第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
- (2) 専用 USB チューナーの分解、解析、改造、改変等
- (3) 専用 USB チューナーの損壊、破棄等
- (4) 専用 USB チューナーの著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
- (5) 契約外の不正使用
- (6) 専用 USB チューナーの説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
- (7) 専用 USB チューナーの日本国外持ち出し

2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より専用 USB チューナーの修理交換を受ける場合はこの限りではありません。

### 第11条（故障等）

1. 会員にレンタルされた専用 USB チューナーが正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該専用 USB チューナーを正常な専用 USB チューナーと取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた専用 USB チューナーを当社が指定する場所に送付するものとします（専用 USB チューナーが全部滅失して送付が不能な場合を除きます）。なお、専用 USB チューナーの故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より専用 USB チューナーの修理交換を受ける場合はこの限りではありません。
2. 専用 USB チューナーの故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 専用 USB チューナーの故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より専用 USB チューナーの修理交換を受ける場合はこの限りではありません。

### 第12条（買取）

会員による専用 USB チューナーの買取は一切できないものとします。

## 第5章 会員の責任等

### 第13条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスを利用して録画・保存した映像等を個人で楽しむ目的以外の目的をもって利

用・複製すること、およびネットワーク等を通じて送信し、または送信できる状態にすること

- (2) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 本サービスを利用して録画・保存した映像等を事業所・学校・病院など不特定多数の方が視聴できる環境にて再生すること
- (4) 本規約に反する行為
- (5) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

#### **第14条（損害賠償）**

1. 会員が、本サービスの利用に関して会員の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、会員は当社が被った損害を賠償するものとします。
2. 会員が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、会員は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の会員や第三者から責任を追求された場合は、会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

#### **第15条（保証・責任の制限）**

1. 専用USBチューナー1台につき、同時利用可能なデバイスは1台となります。
2. 当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
3. 会員は、本サービスを本規約に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。
4. 会員が、第13条に定める禁止事項に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

### **第6章 本サービスの中止・変更等**

#### **第16条（本サービスの中止・停止等）**

1. 当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、会員に事前に通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を中止または停止できるものとします。
  - (1) 当社のサーバー等の設備、その他本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合
  - (3) 当社と協定を締結している電気通信事業者が電気通信サービスを提供しない場合
  - (4) その他、本サービスの運用上あるいは技術上の理由により、本サービスの中止または停止が必要ないし適切と当社が判断した場合
2. 前項に従い、当社が本サービスの中止または停止を行った場合、当社は会員その他の第三者

に対していかなる責任も負担しないものとします。

#### **第17条（本サービスの変更）**

1. 当社は、自らの判断により会員に予め通知することなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。
2. 当社は、会員に対して通知することにより、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。かかる終了について、当社は会員その他の第三者に対していかなる責任も負担しないものとします。

### **第7章 解 約**

#### **第18条（本サービス利用契約の終了）**

1. 会員は、本サービス利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の月末をもって本サービス利用契約が終了するものとします。また、本サービスの利用契約終了をもって、無線 LAN カードのレンタル契約も終了するものとします。ただし、会員が無線 LAN カードのレンタルのみ継続利用を希望する場合は、無線 LAN カードのレンタルを継続利用できるものとします。
2. 事由の如何を問わず会員が利用するソフトバンク BB 光サービスにかかる会員規約が終了した場合には、本規約に基づく本サービス利用契約は当然に終了するものとします。
3. 本サービス利用契約の解約、解除等は本規約に定めるほか会員規約に準じるものとします。
4. 本サービスの利用契約終了が第7条に定める契約期間満了月以外となる場合、第7条に定める通り会員は当社に対して解除料を支払うものとします。

#### **第19条（本サービス利用契約終了に伴う返還）**

1. 本サービス利用契約が終了した場合、ソフトバンク BB 光サービスの利用規約が継続する場合であっても、会員は、専用 USB チューナーを当社に返還するものとします。なお、専用 USB チューナーの返還先住所については別途定めるものとし、この場合、返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に専用 USB チューナーに故障等が発生した場合、当該専用 USB チューナーの修理費用等は会員の負担とします。
2. 事由の如何を問わず本サービス利用契約が終了した日の属する月の翌月 20 日（20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日）までに専用 USB チューナーが当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。）

### **第8章 その他**

#### **第20条（第三者への委託）**

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

## 第21条 (個人情報の保護)

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」(<https://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html>)に従い適切に実施します。

## 第22条 (譲渡等)

1. 会員は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員は予めこれを承諾するものとします。
3. (1)当社は、以下に定めるところに従い、本規約に基づく本サービス利用契約における当社の契約上の地位を、専用USBチューナーの所有権とともに第三者に譲渡することができます。契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、i) 当社のホームページへの掲載、ii) 会員が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、及びiii) 会員が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して会員に通知します。かかる通知を受領した会員は、当該通知に記載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも1週間前に行うものとします。  
(2)電子メールによる配信及び郵便による配達のいずれもがなされず、またはこれらの内容を確知する機会がなかったと当社が合理的に判断した会員は、その後明確な意思表示のない限り、譲渡に承諾したものとみなされないものとします。  
(3)会員は、ホームページへの掲載のなされた日から2か月の期間内に、当社ホームページへのアクセス、郵便またはホームページに掲載するその他の方法をもって、上記の譲渡について異議を述べるができるものとします。かかる異議が上記2か月の期間内に当社に到達した場合には、当該会員については、譲渡は有効に成立しなかったものとみなします。  
(4)当社は、ホームページの掲載のなされた日から3か月の期間内に上記(1)に定める方法により会員に通知して、上記の譲渡を解除することができます。かかる通知がなされた場合、通知の対象となった譲渡は、その成立に遡って解除されるものとします。かかる場合、会員は、上記の譲渡に承諾しなかったものとみなされます。  
(5)予定どおり契約上の地位の譲渡が生じなかった場合には、当社は譲渡が行なわれなかった事実について速やかに会員に通知します。  
(6)契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、会員は、以後譲受人のために専用USBチューナーを占有するものとします。但し、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。  
(7)上記(3)に従って当社が異議を受領した会員、及び上記(2)に従って譲渡に承諾したものとみなされない会員を除き、上記(3)に定める2か月の期間の満了時において、当社は、契約上

の地位の譲受人に対して会員の個人情報を開示することができるものとします（なお、本規約に基づく本サービス利用契約上の地位を譲り受けた譲受人は、個人情報等の保護に関する本規約第21条の規定に当然従うこととなります。）。但し、上記2か月の期間の経過後に上記(2)の事実が判明した会員については、当社が当該事実を知った後遅滞なく、もしくは当該会員の請求により、また、上記(4)に従って当社が譲渡の解除を通知した会員については当該解除後すみやかに、当社は譲受人に対する当該会員の個人情報の提供を停止し、既に提供した個人情報を譲受人から当社に返却させまたは譲受人において消去させるものとします。

4. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

### **第23条（準拠法及び管轄）**

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（2011年10月3日制定）

（2011年12月1日改定実施）